

長谷川誠三宛書簡

岡 部 一 興

はじめに

本稿は、長谷川誠三宛書簡を中心に紹介をするのが目的である。長谷川誠三とはどういう人物で、なぜこの人物を取り上げるのかを述べることにする。長谷川誠三研究は、日本プロテスタントの農村への浸透の過程において、如何にキリスト教が受容されたかの一形態を個人の事績を通して考察したいという視点から出たものであった。

従来日本のキリスト教受容の研究において、幾多の人物が浮かび上がり研究されてきた。そこにおける研究は、日本のキリスト教会において、指導的な立場にあった思想家、牧師、神学者などについて数多く研究されてきた感がある。また制度的教会に属する者たちは、概して自分たちの教会を正統的なものとみなし、非制度的教会と言われる小集団を異端視してきたところがあった。日本のプロテスタント・キリスト教受容の歴史の中で、制度的教会は自己保身に陥り、結局日本基督教団に統合されて戦争に協力し、加担していった。また文部省の代行者として、同じキリスト教の教派に対し教会の認可取消しや結社の禁止を言い渡すことを行なったのである。それに対し、非制度的教会はその教団に所属することができず、弾圧されること多く、少しく抵抗者を出したことを指摘

しなければならない。筆者は、この論考において非制度的教会に属し、単純に主イエスに従い、聖書を唯一のものとして歩む信仰者の足跡を追うこととする。長谷川誠三⁽¹⁾は、事業家として教育家として、極めて優れた事績を残しているにも拘らず、埋もれたままになっている。その理由は、制度的教会であるメソジスト教会から一小教派なる「プレマス・ブレン」へと離脱したことに由来していると思われる。

1

ここに紹介する書簡は、長谷川誠三自身が書いた資料も紹介するが、そのほとんどが長谷川誠三に宛てた書簡である。それらの資料を紹介するにあたり、概略的になるが長谷川誠三の人となりを考察しておきたい。

長谷川誠三は1857（安政4）年4月25日、定七郎とタキの第2子として青森県南津軽郡藤崎町に生まれる。藤崎はリンゴの生産地で、特にふじ発祥の地として有名である。長谷川誠三は、藤田匡（盲人牧師）と共に神童の誉れ高く、物心つくと藤崎村の浄土真宗東本願寺の称名寺の寺小屋で教育を受け、12歳の時藤田立策につき漢籍を購読した。立策が家塾を開くや、14歳で主任教授に迎えられた。また弘前の書家平井東堂に師事した。東北では1873（明治6）年藩校を受け継ぐ形で東奥義塾が開校、本多庸一⁽²⁾が塾頭に就任、同校の英語教師のジョン・イングが着任、続々と洗礼を受けるものを生み出し、75年弘前日本基督公会が創立された。しかし、翌年弘前日本基督公会はイングがメソジスト教会の牧師である関係から同教会に所属することになる。⁽³⁾

本多庸一は津軽半島伝道の折、本多の父親東作が藤崎に在住したことから庸一がしばしば藤崎に訪ずれ、長谷川誠三と本多庸一が出会うことになる。青森県における自由民権運動は、キリスト教と民権運動が同時並行的に行われ、キリスト者が民権運動に邁進する姿が見られた。本多

庸一や菊地九郎らが政治結社である「共同会」を結成すると、1880（明治13）年2月東奥義塾に凡そ100余名が参集し、国会開設の儀につき協議、「四拾余万の同胞に告ぐ」なる檄文を作成、県内に同志を募り、本多庸一、中市稲太郎を代表に元老院に建白書を提出することになった。その時豪農長谷川誠三は、藤崎地方委員として活動し、村会議員、総町村連合会議員、郡会議員となって政治に奔走した。⁽⁴⁾

ここにおいて青森県の自由民権運動は、士族民権から豪農民権に移行するかに見えたが、青森県の自由民権運動において中心的な役割を果たしてきた共同会が1885（明治16）年に解散の憂き目にあうと、長谷川は自己のよりどころを失った。長谷川は、政治の世界に生きるべきか、事業家として生きていくべきか自問自答する中で、1885（明治18）年同志に呼びかけ、神を敬う会社敬業社なるリング園を義兄弟の佐藤勝三郎等と開園、当時では珍しい7町5反分からなる株式会社による大農経営であった。株主には、本多庸一、村長清水理兵衛、医者藤田癸疑等12人の発起人によって構成された。リングが収穫されると東京に輸送、明治28年には20円の配当金をもたらし、30年には30円の配当を出し、誠三は1,050円の配当、佐藤勝三郎は900円の配当金を受け取り、青森県の農家がリングに注目し植え付けを行ない「青森りんご」の名を広め、先駆的な役割を果たした。⁽⁵⁾

これより以前1882年1月から、弘前美以教会の本多庸一、古坂啓之助、山田源次郎が定期的に藤崎の地で集会を持つようになった。誠三が何時からこの集会に参加するようになったか分からないが、やがて定期集会に出席するようになり、1887年函館のC.W.グリーンより妻いそと伴に洗礼を受けた。彼は受洗前とはいえ、酒造業を廃し、醤油、味噌製造業に転業、受洗するや禁酒会を結成自ら会長となり、酒の害を説き実生活を180度転換し「教会の教え」が実生活を変えるほどに働いた事実を見ることが出来る。また藤崎教会の役員となり、日曜学校の校長をも

務め、教会になくなくてはならない人物になっていった。⁽⁶⁾

彼は、教育に心あつく、女子教育に力を注ぎ1889（明治22）年5月28日弘前女学校を設立県知事の鍋島幹より許可を得ている。当時青森県においては、女子教育の遅れは甚だしく、県立の女学校は明治34年まで待たなければならなかった。これより以前、1882（明治15）年メソジスト派外国伝道協会は、函館に遺愛女学校を開校、第1回の入学生は6名、その全部が弘前在住のキリスト教信徒の子女であった。その点に着目した本多庸一は、遺愛女学校のミス・ハンプトン校長と協議し、弘前教会内に女学校を開校、寄付したライト夫人の名を借りて来徳女学校とし、初代校務担当者に山鹿元次郎が就任、87年校名変更して函館遺愛女学校分校の形をとった。翌年長谷川誠三は、同志と共に女学校を立ちあげた。⁽⁷⁾「女学校設立趣意書」を発表、「女子は文明を生む母なり」に始まる熱情あふれる文書は、126人より寄付を得ることになった。発起人には、佐藤勝三郎、菊池九郎、本多東作、相原英賢、工藤儀助、山内勘三郎、加藤宇兵衛等キリスト者だけでなく、知識層に広く支持されて出発した。長谷川は弘前女学校の校主となりキリスト教教育を展開することになった。

長谷川誠三は、政治の方面に進むのではなく、事業家として手腕を発揮するに至った。そのいくつかを見ると、1890（明治23）年には弘前の南方に広がる原野を見て、2千ヘクタール余の水田造成計画を試みた。能代川の支流一夏越の山腹にダムを建設、津軽の南にあたる別名弘前の上野とよばれる小沢から清水に至るなだらかな原野に水を注ぎ開拓しようとする遠大なものであった。当時琵琶湖の湖水を京都市へ流すために作られた水路（疏水）が5年の歳月を費やして完成、日本最初の水力発電の利用を図るものであった。誠三はこれを調査するため、恩師藤田奚疑、山口俊助（のち収入役）らと現地調査したが村長との折り合いがつかず、失敗に終わった。

1894（明治27）年本多庸一の弟西館武雄などが経営する上北郡有戸村にある雲雀牧場が経営難に陥るやこれを援助、ついにはこれを引き受けて経営にあたった。1897（明治30）年1月藤崎銀行を設立、頭取長谷川誠三、取締役山内勘三郎、取締役兼支配人佐藤勝三郎、監査役佐々木音太郎、福井助五郎、清野千代吉、株式会社組織によるのもで、資本金5万円、株式総数2500株、総株主73名で、南津軽郡を中心とする金融に多大な貢献をした。

長谷川誠三が熱心に支援した事業に、本郷定次郎の従事した孤児事業「暁星園」がある。⁽⁸⁾石井十次の岡山孤児院に遅れること1年、1888（明治21）年施療病院である赤坂病院の院長ウィルス・ノルトン・ホイットニーの感化により信仰を得て、秋元ひで子と結婚、1882（明治25）年4月栃木県那須野原青木開墾地（現西那須野町三島）に4町5反歩の土地を得て70名も収容する孤児院施設「暁星園」を開設した。長谷川は資金の融通や資金援助を以て支えたが、1899（明治32）年5月18日結核により命を絶ち、翌年8月19日夫人も病で倒れ帰らぬ人となった。その後、夫妻と信仰があった角倉嗟峨子が継ぎ、横浜太田町に貧困の児童を収容し横浜孤児院と改称、その後紆余曲折を経て現在は横浜市に移管された。

藤崎教会にも弘前女学校にも欠くことのできない重責を果たしてきた誠三であったが、彼に信仰上の一大転換が起こった。それは1906（明治39）年9月のことで、メソジスト教会から一小教派なるプレマス・プレズレンに離脱するに至った。⁽⁹⁾この教派は、イングランド南西部港町プリマスにおいて起こり、その意味は「プリマスの兄弟たち」と呼ばれ、1830年代にジョン・ネルソン・ダービーという牧師が英国国教会から離れて、「プレマス・プレズレン」なるキリスト者集団を形成した。日本には、1888（明治21）年頃、英国ケンブリッジ大学卒業後単身来日したブランドによって伝えられた。この派の教会は、制度的教会のよ

うな礼拝形式をとらず、礼拝プログラムもなく、聖書を読み、毎週聖餐式を行ない、2、3人の伝道者がみ言葉を述べ、また「建徳」なる時間を設け、聖書から感じたことを発表しあい、お互いの信仰を養うのである。⁽¹⁰⁾

長谷川誠三がなぜプレマス・ブレスレンなる一小教派に離脱したかについては、解明されていない部分がある。1906（明治39）年における長谷川の動きを見ると、同年4月東京神田鎌倉河岸のこの派の集會に出席している。また7月首藤新蔵が1週間長谷川の家滞り、さらに9月には浅田又三郎が長谷川宅で集會を開いたのを見ることができ。そして同年9月長谷川はメソジストからプリマス・ブレスレン派に離脱していった。明治41年9月の彼の記述によると、「明治三十九年九月二十七日メソヂスト宗派ヨリ退會シ単純ニ主イエスキリストノ御名ニ迄集メラレタル結果全ク弘前女学校ヲモ同時ニ其關係ヲ断チ純粹ノ主ノモノトナリ」という短い資料から考えると、単純に主イエス・キリストの御名に集められた信仰生活を追い求めていく姿がこの文書から伝わってくるように思われる。

この離脱については、本多庸一からの書簡が見られるが、本多とのやり取りについては、紙面の都合上のちに触れる長谷川誠三宛本多庸一書簡で述べることにする。長谷川誠三が晩年に手掛けた事業に一大倉庫の建設と鉱業関係の事業がある。藤崎はりんと馬鈴薯の生産地であった。その頃、両品の津軽における集荷状況は弘前から藤崎に移動していた。彼は、地方物産の商取引に倉庫が不足している現状をみて、1909（明治43）年倉庫の建築に力を入れ、地方物産の流通—とりわけりんごと馬鈴薯の県外出荷に大きな役割を果たし、またそのことによって農産物の生産が上昇した。

鉱業関係の事業では、東北地方の鉱山を物色、一時小坂鉱山にも採掘地を出願、大鰐に事務所を設け事業にあたった。鉱山事業で注目すべき

ものは、石油事業で早くから石油の重要性に着目し、石油がエネルギー源として不可欠なものである。日本石油の秋田県黒川油脈の試掘を成功させた。彼は、日本石油の大株主で、会社を側面から支援していた。当時国内需要の3分の2を外国油に依存していたが、自給自足を以って石油を獲得して賄わなくてはならないとして、時の内閣総理大臣桂太郎に「建言書」を提出した。誠三は屈指の経済通と言われ、四大財閥の一人である安田善次郎の知遇を受け、明治の末年から大正にかけて、関西財界に名を成した大立者阪神鉄道の島徳三と並び称せられ、「東北の長谷川か関西の島か」と言われた。

1913（大正2）年、東北、北海道地方が大凶作に見舞われた。『青森県凶作救済誌』⁽¹¹⁾では、「近年稀有の大参事にして稲は平年の二分作」にして天明年間の凶作に匹敵するものであったという。青森県下で救済すべき窮民の人数は、戸数15,600戸、救済人数80,443人に達した。

政府、県当局は救済活動を開始、産業資金100万円の県債を起こし、政府から76万円の提供を受けて、一時的な救済に止まらず恒久的な対策にも乗り出した。しかし、これとても焼け石に水であった。そこで民間人も救済活動を開始、日本メソジスト弘前教会が教会内に「青森県凶作救済会」を設置、窮民救済に動いた。

篤志家の隠れた細民救済として、長谷川誠三の救援、慰問活動を見なければならぬ。⁽¹²⁾個人としては、最大級のものと考えられるからである。横浜太田町の米穀商鈴木弁蔵より貨車で50両、金額にして20万円、外米を窮民に配った。凶作の翌年2月から「凶作慰問伝道」というべきもので、青森県全域は勿論のこと、北海道は函館、小樽、岩見沢、栗山由仁方面、釧路地方まで足を延ばした。プレマス・ブрезレンの伝道者浅田又三郎が福音講演会を各地で行い、参加者に2升ないし3升の外米を無料で配布した。どこでも100名から300名のものが集まり、なかでも5月の青森市公会堂での講演会には1000名のものが集まった。

この伝道は、救済活動とキリスト教を結び付けコメの配布という手段で福音を伝えたという点で、安易な伝道という批判を受けるかもしれないが、当時の状況は社会福祉政策がなされていた時代ではなく、救護法が誕生したのは、1930（昭和5）年であった。彼は、ただ信ずる信仰により行っただけであった。売名行為は、彼の最も嫌うところであった。「施しをする時は、右の手のすることを左の手に知らせてはならない」（マタイ：6・3）なる聖句を想起しての行為であった。それ故、今日までその行為は人の知るところとなっていない。

彼のなした業は挙げればきりが無い。1905（明治38）年1月18日『東奥日報』に「地主諸君に議る」⁽¹³⁾を掲載、1902年の凶作と日露戦争による重税は、農民を一層貧困な状態に陥れ社会問題化した。小作料引き上げに対し、長谷川は小作料の引き上げは一大増税なりとして、他の地主が政府の言いなりとなったのに対し、困窮の状態を見るならば小作料を軽減しなければならぬとして、自らの小作人に対し小作料を据え置いた。話は変わって、再校東奥義塾の寄付問題で、旧県立弘前工業学校の校舎、敷地一切を入手することになった。総額10万円に対し、県側は一銭たりとも負けられないとして問題が硬化したとき、責任者の山鹿元次郎が誠三のもとに奔走、簡単に了解し1万円の寄付を承諾、東奥義塾の再校が果たされた。1906（明治39）年9月藤崎教会を離脱プリマス派に移った。離脱に対する周囲の目は厳しく、弘前女学校は、1910年創立者の名前を本多庸一に変え、長谷川誠三の名は消え去った。

彼は株の神様といわれた。彼は商業知識、理科系、化学系の知識が豊富であった。それらは独学で身に着けた。田畑54町歩、小作戸数64戸、日本石油の大株主、東京市事業債などを所有、藤崎銀行頭取からの収益と配当金があった。1920（大正9）年『青森県総覧』によると、納税の分限者の項目を見ると、6,850円で2位の2,000円台を引き離している。こうした莫大な財産を持つようになったのは、株式投資や経営面での才

覚があったばかりでなく、徹底して節制、儉約、勤勉などの禁欲主義的な経済倫理が横たわっていたと言わなければならない。彼にとって財貨を蓄積して安逸をむさぼることは、浪費することと同じと考えていた。体格壮健、病めること少なかったが、持病の尿毒症は日を追って悪くなった。若い頃の大酒のみがたたり、腎臓を悪くし、42歳の時罹った赤痢に侵されたのが生涯彼を苦しめた。節制に勤め、東京の病院で治療したり、大鰐、弘前の別邸に静養したが1924（大正13）年10月23日たぐいまれな生涯を終えた。享年68、父定七郎と同じ年齢であった。

2

それでは、現在残っている長谷川誠三関係文書67点を分析し、主だったものに解説をして行くこととする。長谷川誠三の全体像をとらえる場合、直に書簡という資料に読者が当たって読み込むことが重要かと思われるので、紹介することとする。ただ長谷川誠三関係文書67点すべてを紹介するのは紙面的に不可能なので、それらの中から重要と思われる資料を選択して解説していきたい。⁽¹⁴⁾

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1. 本多庸一より長谷川誠三宛書簡 | 20通 |
| 2. 津田仙より長谷川誠三宛書簡 | 3通 |
| 3. 奥野昌綱より長谷川誠三宛書簡 | 2通 |
| 4. 押川方義より長谷川誠三宛書簡 | 1通 |
| 5. 安藤太郎より長谷川誠三宛書簡 | 1通 |
| 6. 本郷定次郎より長谷川誠三宛書簡 | 6通（他1通） |
| 7. 本郷定次郎覚え書（孤児院関係）断片 | 1通 |
| 8. 伊藤一隆その他より長谷川誠三宛書簡 | 9通 |
| 9. 本間俊平より長谷川誠三宛書簡 | 1通 |
| 10. 福島九成より長谷川誠三・佐藤勝三郎宛書簡 | 1通 |

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 11. 石坂亀治・スワルツ・デホレスト・堀貞一の署名ある断片 | 1 通 |
| 12. 長谷川和合講関係文書 | 5 点 |
| 13. 長谷川誠三より総理大臣桂太郎宛建言書及びコピー | 各 1 通 |
| 14. 長谷川誠三の漢詩草稿 | 1 点 |
| 15. 青森県知事西沢正太郎より長谷川誠三宛書簡 | 1 通 |
| 16. 青森県知事より長谷川誠三宛印刷書状 | 6 通 |
| 17. 大隈重信より長谷川誠三宛印刷書状 | 1 通 |
| 18. 犬養毅・大石正子・河野広中より長谷川誠三宛印刷書状 | 1 通 |
| 19. 写真（長谷川誠三肖像・本多庸一渡米記念・藤田牧師3代） | 3 葉 |
| 20. 安藤太郎書簡（封筒のみ） | 1 通 |
| 21. 断片，内容不詳 | 1 点 |

本多庸一より長谷川誠三宛書簡

① 「明治 36 年 4 月 23 日付長谷川誠三宛書簡」

本多庸一より長谷川誠三に出された 20 通の書簡をみると、はじめの明治 36 年 4 月 23 日付書簡から明治 44 年 12 月 18 日で終わっている。明治 33 年より前の書簡はあったと思われるが、現在残っていない。長谷川がプレマス派に離脱した後、本多は長谷川の学院における位置づけに苦慮したと思われるが、明治 43 年 3 月弘前女学校の創立者を長谷川誠三から本多庸一に変更、本多からの書簡は明治 44 年が最後となっている。こうして完全に長谷川の名は、弘前女学校から消え去ることになるのである。

弘前女学校は、函館遺愛女学校の分校の形をとって出発したことはすでに述べたが、1889（明治 22）年 5 月弘前女学校の開校式から数えて、1906（明治 39）年 9 月にプレマス派に離脱するまでの 17 年間、長谷川は学校運営を一手に引き受けていた。その間、東京にいた本多庸一との手紙のやり取りはかなり行われていたものと考えられる。現在残って

いる 20 通の手紙の内容をみると、弘前女学校の経営面のことについてのやり取りが多く、またプレマス派への離脱に際しての書簡が二通あり、直接長谷川は本多に会って信仰上の事情を話した。と同時に本多が長谷川に対し、思いとどまるように説得する手紙を見ることができる。

以下の 1. の書簡は、長谷川誠三が弘前女学校の校主として、日常的な学校の運営を担っていたが、本多と学校運営の面で、逐一長谷川と本多は手紙のやり取りをして相談していた。ここに工藤玖三教頭が女学校を辞めることになったが、本多書簡にその事情が記されている。

「本月二〇日二二日之両封正に落手拝見仕候電報にては情を兼候に付何とも手ぬるく候得ども手紙にて申上候イロハニとも各利害得失之通り容易に決しかね候に御座候得ども遠方より盲打に一刀を用ゐる候得バ女教師方（既に今日は弘前に居るべしト只今承り候）の同意を得て（イ）を断行する方存奉候尤工藤之切労も亦没すべからざる義ニ付一ヶ月又は二ヶ月分之慰労金を贈りて可成厚く取扱ヒ候事至当と奉存候此為にハどうしても女教師等と御招議を案ずるならんと推考仕候尤九月までハ長沼氏ニ願ふ事とて可成薄酬にて願ひ候バやり繰り出来候も難計存奉候新任者ハ中々一寸見当りそふも無之困入り候去りとて工藤を捕へ居ること恐らハ相方之不為ならんと奉存候過日申上候一ノ関之人もどうしても教頭としては不足多き様に相聞申候

一、アレキサダ夫婦ハ五月五日に横浜に着致スベキよしに御座候ども四月末ならでは弘前へ来るまじきよしに御座候間現在の女教師達と図繰りて決することを要す然連共万一女教師共も断じかね候節ハ運を天に任せ校長着弘まで工藤に留任をしめ徐口に後図をなし候ても可然但し工藤辞職之事を公ケにし校長肯之末にて後任者之有無に拘ハラズ解任之期を見定むる事右其二百里外の盲打に付 決して余り重きを置カレヌ様存上候婦スル所愛兄之ご方針に委するより外無之候無かし御心労御察し上候得ども可愛子供に付ては苦勞多きものと御悟り下度奉存候 早々如件

四月二三日夜庸一

誠三様 』

② 「明治 39 年 6 月 27 日付長谷川誠三宛書簡」

次の書簡は、明治 39 年 9 月に長谷川がプリマス派へと離脱した時の本多からのものである。⁽¹⁵⁾ 長谷川は同年 6 月 27 日付の書簡を本多より受け取っている。これより以前、長谷川は上京し本多を訪ね信仰上の問題を打ち明けて話し合った。その返事の手紙がこれである。本多はこの頃、メソジストの 3 派合同問題で非常に忙しかった。できれば、現地へ行ってプリマス派への離脱問題を何とかしたかったと思われる。藤崎教会側の資料によると、明治 39 年 1 月にプリマス派の伝道者が長谷川誠三宅で集会を開いている。「1 月頃よりプリマス派の首藤新蔵、浅田又三郎等、長谷川誠三宅において集会を開き、教会内部に分裂の兆しが生じ」、遂に長谷川英治を皮切りに、長谷川誠三など 11 名が次々に退会し、プリマス派に離脱した。本多は、プレマス派の人たちは、「真面目にして厳格に道を守ることは小生も窃かに感服する」と感心するところを述べてはいるが、プレマス派は「偏狭の態度」を持ち、「組織ある教派を嫌忌」、「殆ど其破壊を希望するがごとく」と酷評している。そしてプレマス派に離脱するのは理解できないと述べ、3 派合同承認の件でアメリカ、カナダの教会を訪ねるため、7 月 12 日東洋汽船信濃丸で横浜を出発したが、この手紙はその直前に出された。

「拜啓 過日は御来訪被下候共例ながら失敬仕致候御海容可下無候

一プレマス派信操之義ニ付御感じ相成候よし御示の趣敬承仕候彼派之人々之真面目にして厳格に道を守ることは小生も窃かに感服するところにして愛兄の御感動をば訝ること無之候然連ども小生は彼派之内容をバ能く存じ不申候間批評を不致候得とも動もすれば偏狭の態度を持するは怪む処に御座候而して頻に組織ある教派を嫌忌するや殆ど其破壊を希望

するがごとく是拜見致候は是又甚夕訝るところに御座候彼等の真面目にして信仰の深く厚きは学ぶべき事なるも真に偏狭の境に退きて教界の糾紛も度を増すがごときハ厭ふべき事と致し美以教会の中に在りて神秘なる厳格なる信仰を保ち他をして亦警醒せしむること最善美に無之候也教会の組織複雑過ぎて弊を生ずるハ免連難ことなり之を撃ち之を改むるハ可ならん偏に之を避けんとするハ寧自利を求めて知らず知らずに他の誘惑に陥るの憂ならんや且人間之集団は適當の政治を要するハ免連難きことならん多け連バ多き程複雑なるは是亦自然なり 衆濁の多からんより寡清少なからんことを楽しむハ一面高く尚之趣なきにあらざ連共強弱相携へ漸二大進歩をなすの道に於いて欠くる処なからん カナ之婚姻にも臨み税吏罪ある人とも懇親せる主之態度を学ばんことには孤清を求むる之度過さざること肝要ならんと存じ候個人々々之靈を救ふと共に社会之大勢を進めなければ個人之救ひし要金ならず而して社会に対してハ可成組織と勢力ある教会を有むること甚だ大切と奉存候プレマスの信仰の純なるところ感ぜられしことは少しも怪しむところに無之候得共所属の教会を脱するの必要は小生に於て解しかね候よし右のごとく御注意申上候或は御参考に相成り候へば幸甚に存じ候愛兄の進退は藤崎教会は勿論美以年会の全体にも大影響あるべきの多数人之信操之動静にも関係可致す候間謹慎に御進退相成候・深く冀望仕候

一 豫てより氣に懸り居り候ハ先年来之恩借物に御座候得とも何時も免も急な連と見ふる方に遂は連今に至るまで其責を尽さざるハ頗る残念慚愧に存じ昨年来ハ別して意外の不経済にして別之屋敷も一半は売り一半ハ抵当と相成候儀に御座候ところを口人あり次第売渡可く其節多少にて都合相付候て幾分にては御返納致度考に候処先年之火災にて書類凡て烏有に歸し拜借高之調物無之候何にか御記録に候や候ハ、御手数ながら御取調□□□□被下度願上候

一 合同問題何分安心之処に至り兼候間有志者之勧めに従ヒ七月十二

日信濃丸ニテ渡米仕候多分十月中には帰朝に仕るべく存じ候留守中はよろしく願上候先は御報旁々御違まで仕候乱筆 敬具

六月二七日 庸一 誠三様 』

③ 「明治 39 年 11 月 19 日付長谷川誠三宛書簡」

本多は、明治 39 年 10 月 30 日に帰朝、早々に長谷川誠三に手紙を出した。アメリカ出発前に聞いてはいたが、本多の心配は解決せず、プレマス派への離脱を嘆いている書簡で、長谷川がこんなにも早く離脱するとは意外であったらしく、本多の動揺がうかがえる手紙となっている。今後の弘前女学校の経営について憂い、また彼の信仰上の問題について注意を与え、新しい宗派で新しい信徒を開拓し、教勢拡大に努力してほしいと述べている。

「拜啓仕候其後ハ甚ダ御無音申上候小生前月三十日無事帰朝仕候帰朝早々諸教友より承り候へバ遂ひに御退会に被成候よし出立前に承り候御模様によ連バ従来之まゝにて御不満足なることハ御察し申し上居候得共期まで速かに御変動とハ豫想不仕候教会にも学校にも浅からざる御縁故之ある事故其影響も不少候大体に於て主之御国之利害如何を容易に判じがたき事と存候得共既に御決行相成被候上は現在之処如何とも難致し事存候余儀次第に御座候而して尤大影響を受くるハ弘前女学校に可有之候其維持ハ暫く擱き其財産等に関しては如何相成る者に候や是まで殆ど愛兄之掌中に委せら連たる物に候へバ小生如き全く御信用申上折ニハ承り候テも記憶に留むる必要も感じざりし次第にて何にも相分り不申候今後ハ全然御見捨被成候次第に御座候や事状によりてハ猶御世話不下被下俄儀に無之候や其辺之 処未だ誰よりも明報を得ず候 如何之者に候や如何之者に候や御示し被下度存奉候

一、教会之關係が変じ候ても交友之關係にハ違変あるべき筈も無之況んや兎にも角にも主之名之下に在る者之縁故ハ不変之者と存じ申候故此

際に於て一二御注意を承り度左に申上げ候

一宗派を離れて主之御名之下に集まるとの志ハ単純にして美麗に御座候ども我ハ宗派之上に在りとの感情中にハ危険なる分子伏在致し候而して宗派を離れて矢張一宗派を作るか又ハ属することを逸連がたくパウロ之伝ふる所にて我ハキリストに属すると云う一派もありし様に御座候誰かキリストに属せざらん而も是猶一派をなすに足る之要件と相成申候御用心被下度存候

二、従来プ主義之新信徒を作するよりも寧旧信徒を携ふる傾きあり是厚薄に係らず主之御名が広まりたる欧米に於ては或ひは理由あるべきも暗黒なる東洋に於ては兎に角一人にても多く御名の下に来らしむること決に存じ候兄等新に日本プ主義党に加ハリタルを好機とし如ら新信徒を作するに漸勢を向ハしめ候様御尽力下度左スレバ大体基督教之形勢にも弊害少なす大勢を製す事に利益多き事存奉候

他の教会と異なり繁雜なる制度なき集団には熱勢なる者能他を制し候兄等之新手にして此公明時勢な過中する論旨を主張なられ大に集団中之与論を動かすことを得他教会之危疑惡感情を癒し天国拡張に於ける一方之強伸として実効多かるやとなし申候

先ハ帰路御報知勸メ御伺ヒまで略意仕候

主之ご恩寵御渾家之上に何らんことを祈り申上

十一月十九日 頓首 庸一 誠三様

④ 「明治 41 年 9 月 2 日付長谷川誠三自筆書簡」

この書簡は明治 39 年 9 月 27 日付で藤崎メソジスト教会を離脱し、プレマス派に移ったことを示す文書で、2 年後に書きとどめたもので、単純に主イエス・キリストに集められた教会であることを書き記し、弘前女学校の関係もなくなり、教育に注いでいた金銭を「和合講」に向けることが記され、これが藤崎銀行へと発展していくのである。

「明治四十一年九月二日左の事ヲ明記ス此事ハメソヂスト宗派ヨリ退会セシ後相改メタル事ナルトモ久シキ以前即チ退会当時ノ改定也大ナル主ノ燐ニ由リ恩寵豊ナル導キニ従ヒ明治三十九年九月二十七日メソヂスト宗派ヨリ退会シ単純ニ主イエスキリストノ御名ニ迄集メラレタル結果全ク弘前女学校ヲモ同時ニ其關係ヲ断チ純粹ノ主ノモノトナリタレバ本講中払込金ノ半額ヲキリスト教主義教育費トセシモノヲモ取消し是ヲ他方面ヘ向テ可支払事トス残り半額ツヽ純粹和合講払金トシテ変化ナク当初目的通り誠三若クハ誠三相続者ヨリ出金スベキ貯蓄貸付ヲ不宣トス年利八歩ニテ毎壹年勘定満貳拾ヶ年迄誠三自身及相続人ニ於テ預リ置兩年ニ至リ計算引継相渡ベキモノトス」

3

1897（明治30）年1月、藤崎銀行が長谷川の提案により発足している。そのもとになったのがこの「長谷川和合講」の文書である。なぜ長谷川が銀行を設立するようになったのかを考えると、長谷川の背後には、お金を貸してほしいという人たちがいたことがその原因の一つでもあった。誠三、磯、吉蔵（長男潤）等の保険会社に払うべきものを以って和合講を形成し、そこから出発した。長谷川のように資産が貯れば、親戚はじめ知人が金を借りに来るのは必然的なことであった。金を個人的に貸すのは問題が出る事にもなるので、銀行というのものを通じて合理的な形で行なう方が経済的にもよいという判断があったものと考えられる。この銀行は、和合講の規定に現れているように血縁的な同族的な色彩の強いものであった。⁽¹⁶⁾

① 「明治29年2月10日付長谷川誠三自筆文書」

「長谷川和合講ニ付取上ノ大意筆記

明治二九年十二月十日ノ夜家族一同ヲ一座ニ集メ父上告テ曰ク余トイ
 そ及ビ吉藏ノ三人共済保險会社ニ金五千円ツ、終身保險ヲ約シタリ余等
 外汝等ヲモ皆保險ヲ依頼セントシタリモ退テ考フレバ甚タ策ノ得タルモ
 ノナラザルヲ知レリ是元來保險会社ナルモノハ保險ヲ目的トスルモノナ
 レバ約束期末ニ至リ受取ル所ノ金員ハ其マデニ払込ミシ全員ニ忒細ノ利
 子ニ附セシモノニシテ若シ此丈ケノ金員ヲ自身等ニテ運轉シ相等ノ利子
 ヲ生ゼシムルニ列ル数等ナレバナリ儘テ余ハ保險会社ニ入ルト等シキ効
 アルモノニシテ之ニ勝リ道ナカラシカト思案シタルニ幸ニーノ良法ヲ案
 出シタリ若シ汝等ニシテ異存ナクバ余ハ大ニ喜ンデ之ヲ來ル旧正月ヨリ
 実行セン事ヲ希フナリ即チ保險会社ニ支払フベキノ金員ヲ以テ家族和合
 講ヲ形成セン事是ナリ

是レ之ヨリ終身ヲ目的トスルモノナリト雖モ余リ長キハ混雜ヲ來テ恐
 アルヲ以テ便宜上先ツ忒十ヶ年ヲ壺期トシ其貯蓄シタル金員ハ其中壹万
 円ヲキリスト教主義教育費ニ供スル為メ余之ヲ受ケ其他ハ汝等ノモノト
 スベシ忒拾ヶ年後ハ汝等之ヲ基トシテ一ノ銀行様ノモノヲ組織シ尚之ガ
 増殖ヲ計ルナリ或ハ講員平等ニ之ヲ分配スルナリ其時宜ニ断スベシキリ
 スト教主義教育費ニ供スルノ壹万円ハ之ヲ基トシテ之ニ二三倍スルノ金
 員ヲ内外人篤志者ヨリ募集シ確實ナル貯蓄法ヲ設ケ之ヲ貯蓄シ置キ其利
 子ヲ以テ当地方子女教育機関ヲ保持スルノ用ニ供セシトスルモノナレバ
 若シ不幸ニシテ余死ニテ在ラストスルモ汝等能ク余ガ意ヲ体シテ其ノ旨
 ニ背カザルノ所置ヲ執ルベシ又其他ト雖モ汝等ガ子孫ヲシテ路頭ニ迷ハ
 ザラシムルニ出デタルモノトナレバ汝等生計ノ為等ニ使用スベカラザル
 ハ勿論ナリト雖モ亦兄弟互ニ助合フノ意ヲモ合ハスモノナレバ若シ講員
 中不測ノ不幸ニ罹リ助ケヲ要スル場合アリトスル時ハ此中ヨリ出金シテ
 之ヲ助クルハ余ノ喜ブ所ナリ

和合講ノ細キ規定ニ付テハ後ニ定ムル所アラント雖モ先其大体ヲ言ヘ
 バ所ガ子女養子女タルモノハ皆之ガ講員タルノ權利アリ義務アリ且ツ平

等トス后ニ入ルモノト雖モ分配ノ節ハ皆平等トス余ハ現在ノ議員ノ為ニ
年々貯金トシテ式百五十円ヲ出金シ本来一人ノ議員ヲ増加スル毎ニ式拾
円ヲ増シテ交附スベシ而テ汝ハ監督者（当分ノ内義務後ニ至リテハ相
当ノ報酬ヲ与エルモノトス）ヲ定メ之ニ干スル一切ノ事務ヲ所理セシム
ルコトトシ之ヲ他ニ貸付タルナリ或ハ如何ナリシヲ相当ノ利殖ヲ計リ

一ハ以テ汝等自身殖財ノ愉快ヲ知り他ハ以テ子孫ノ安全ヲ計ル用ニ供
シ且ツ兄弟姉妹間ノ情ヲ操ルルノ機関トモナルベシ余ハ汝等ガ能ク之ヲ
記憶シテ造以モ忘ル忽カ事ナラコトヲ希望ス

明治二九年十二月十日

長谷川和合講規定

第一条本講ハキリスト教主義教育費乃長谷川子孫相互助合トシテ
別貯蓄ヲ目的トス

第二条本講ハ満式十年ヲ壹期トシ毎年二月左ニ定ムル処ノ金額ヲ
誠三又ハ其ノ相続人ヨリ講中ヘ交付スルモノトス

第三条三拾年二月現在誠三ノ子女養子女ヘ対シ年々金式百五拾円ツ、
ツ之ヲ誠三ヨリ貯金ヲ交付スベシ満二十ヶ年内誠三ノ養子女トス以来
人員増加スルニ従モ壹名毎ニ式拾円ツ、ノ増金交付スベシ 但シ此貯金
ハ本家ヘ入りタルモノ並ビニ別家又ハ他家ヘ養子女ナリタル

誠三血統者皆同等ノ権利義務アルモノトス

第四条本講貯金ハ名簿台帳ヲ製シ左ノ書式ニ従ヒ増員毎明カニ記載シ
置クベシ 表紙ニハ合名者名簿ト記スベシ記名者ハ平等ノ権利アリ表
紙外中何枚ト記載スベシ合名者増員現在共移動ノ都度人名明細記載ノ欄

第五条請負ハ互ニ譲和合シ且助合ヲ第一トス然ラサレバ此講設立ノ

意志背犯スベキニ付滋ニ常ニ大ニ注意加ヘシ為一請員中不幸者アルト
キ（満式十ヶ年前後ニモ金式万円以上トナルトキ直ニ内一万円ヲキリス
ト教主義教育費トシ別ニ定ムル出金交付スハ此残余金中仮令ニ回止ザル
モ生活費及營業資金等ヲ分割給与スベシ此場合処置ハ最モ大切ニシテ徒

ラニ浪費奢侈情怠等ノ助洪ノ憂ナキ様大ニ注意ヲ加エテ旅行スルニハ漸々スルノ方法ヲ執ルルヲ最モ善トシ 此講本来ノ目的ハ前掲ノ如ク吾ノ子孫万一ノ場合ニ備ヒ茲ニ同情ヲ表シタルモノナレバ子孫記者互ニ導キ補助ス不幸ニ哀スル子孫ヲシテ他ヨリ補助ノ勸力ヲシメンコト切ニ希望スル処タリ

第六條本講金ハ生活上別段ナルモノトシ式拾年後ト雖從來ノ関係者ハ吾カ志ヲ継キ一個銀行様ノモノヲ設立シ永遠ニ之ガ備ヲナスハ実ニ・・・本来処タリ然レドモ其二十年後ヲ継続スルト・・・吾ガ子孫随意ニ由ルモノトス

第七條何等カノ事情ニ由リ離婚トナリ長谷川当家ノ関係ヲ離脱シタルノモノハ自ラ本講權利ヲ滅シタルモノトス

第五條中（ ）中キリスト教教育費ヲ半額ヲ除ク是ヲ解消シ即残り半額即給料子孫和合講金ノ之ヲ越金貯蓄満二十年未迄誠三ニ於テ預リ置其時ニ至リ毎壹ヶ年勘定可相渡事明記四十一年九月二日明記ス」

② 「明治 30 年 12 月書簡」

次に長谷川誠三が携わったものに社会事業への援助がある。1888（明治 21）年本郷定次郎が石井十次の岡山孤児院に遅れること 1 年、育児暁星園を立ち上げた。1883（明治 16）年ウィルス・ノルトン・ホイットニーが赤坂に施療病院を開業、本郷はホイットニーの影響を受けて、キリスト教を信奉するようになり、自宅に孤児を措置する形ではじめた。その後信州田中の出身秋元ひで子と結婚、孤児院事業の自立を求めて栃木県那須野原青木開墾地に 4 町 5 反歩の土地を得て孤児院施設「暁星園」を開設した。しかし、開墾は困難を極めた。園には牛馬も、機械もなく幼弱者を抱えての開墾だったので、園の大家族を養うのに無理があった。本郷定次郎は苦勞と極度の疲労から肺結核になり、やむえずホイットニーの施療病院の世話になった。回復後、社会事業視察のためアメリ

かに赴き、多額の寄付金を得て帰朝、那須野で経営にあたったが、農園が水害に遭遇、そのため立て直しを行なった。⁽¹⁷⁾ それはこの書簡に現れているように、炭の製造を行ない、石油やシャボンなど日用品を販売するため、東京神田美土代町に商業部を設けて園の再生を図った。長谷川誠三宛書簡からにじみ出る信仰は熱烈なものがあつた。誠三もこの人の信仰に感銘を受け、園経営の支えとなった。しかし、多年病んでいた肺結核はよくなり、1899（明治32）年5月18日逝去、続いて夫人も翌年の8月19日に死去。その後夫妻と親交のあつた角倉嵯峨子の継ぐところとなり、1899年5月には横浜孤児院と改称、その後横浜市に移管されて現在に至っている。

「育児園商業部開店ニ付謹告

野州上州産

一薪炭類各種 各製造元

一石油 特約勉強

小林富次郎氏謹製

一シャボン齒磨 販売

一紙控琴並に樂器、樂譜等

其他日用諸品御用に応ず

拜啓各位天恩之中に益恩満福奉大賀候陳者本園は皆様之既に御承知被下候通り天下最も憐れなる無告の孤児及び赤貧の児女を救済し其父母に代り養育する事茲に七年其間実に云うべからざる種々の大試練大困難に遭遇せしも幸に優渥なる天祐を蒙り又天下慈善家各位の厚き御賛助に由り漸く今日に至り其養育せし者百三十余名に及び今尚四十余名の一家族を為して那須野に現存す然るに当時諸物価騰貴致し園の財政非常の困難を訴え既に多くの負債を為すに至れり実に身の不信不能を嘆き前途の維持に就いて種々苦心之折柄偶々一夕年長孤児一同に告げ園の現況を明し

父と共に神の御救助を祈るべきを以てせしに年長児共に相謀り今日迄の恩に酬ゆるは此時なり我等は父の命に従ひ業を選ばず何なりとも為して一は父の心を慰め本園維持の爲には死するも厭わずと決心せり嗚呼其健気なる志 天神必ず之を祝福し玉ひ天下の同情も亦必ず児等の志を助けん我等資金なしと雖も其志あらば事為らずと云ふとなし奮ひ起て見えざるも天神の冥助に頼りて勇み進め児等の励みて働くに由て一層活る学問を学び得尚幼少児童の糧を備え又同情者の感念を増し自然に人心を覚醒し善き事を不知不知の中に為さしむることを得べしと来れ勉めよと茲に数名を導き来りて商業部を開店することとなれり希くは児等の微志のある所を憐み玉ふて陸続御用被仰付度伏て奉願候最も慈善は慈善、商売は商売なれば各製造元と特約を結び大に勉強致し廉価に販売可致候当部より御購求被下候方は正直なる安き品を御買求あつて一方には慈善の助を為すことを得べし何卒御愛願御注文あらんことを伏て奉希望然れども何分資本金なき商人に付何卒現金にて御買上被下度奉願上候郵券にて御注文被下候方へは郵券は上納可仕候先は右御願旁御披露奉申上候尚御友人へも宜敷御披露奉願上候

頓首敬白

明治三十年十二月

栃木県下野国那須野原大字三島

育児暁星園

東京神田美土代町三丁目一番地

同 商業部

園長 本郷定次郎 敬白

育児暁星園要則

第一 目的 天下無告の孤児を救済し其父母に代りて養育するを目的とす 第二 入院 六歳以上十二歳以下とし何国を問はず幾名にても入園を許す 第三 教育 児女既に一定の年齢に至れば昼間は実業に従事

せしめて自活の道に進め夜間は文学技芸を学ばしむ

第四 維持 天父の冥助と園内各自の労働と天下有志者の義捐金品とに由り維持拡張す」

③ 「明治 38 年 3 月 24 日付長谷川誠三宛書簡」

次の書簡は、本間俊平が長谷川誠三に宛てたものである。本間は大工の徒弟から大倉土木組の上司奥江清之助に導かれ、靈南坂教会にて留岡幸助牧師より受洗、留岡の影響で同志社に入り、『ジョン・ハワード伝』を読んで監獄改良を志した。何時ごろから長谷川と交流を持ったか不明だが、本間俊平が陸軍省嘱託（第 8 師団建築技師）として、弘前の兵營建設工事にあたったのが 1898（明治 31）年から 1900 年にかけてであったので、そのころ知り合ったものと考えられる。1899 年 3 月の弘前女学校の卒業式に本間が出席、祝辞を述べている。本間は 1902（明治 35）年に秋吉台に入り大理石の発掘に関わり、出獄人や不良少年を世話し、感化教育に力を注いだ。その秋吉台から長谷川誠三に宛てた手紙である。

「拜啓先日は御親切なる御懇書被下通御祥喜深謝奉候貴方之御便りは小生に取っては百萬之援軍を得たる心地致し申候御親切に喜ぶと共に弘前、岩木山色に思ひ出し同時にいと高き天父の聖前に連り或喜ぶ之有候然し□□是下只今東名古屋中田久吉氏の未亡人より来す今や大勢の子供と共に彼ハ心細き位置に立ちつゝあり如何にも気毒千萬小生は目今事業困難中に多くの可憐なる人の子養育しありて彼を救ふ能はざるは貴城千萬の候何卒彼の為に一行の御祈偏に奉願上候賢□是下改り御無禮なるも小生に來月二十五日迄に金一壱百円を御貸与願われ間敷候小生は他より資本を仰がず只天父のみに頼りて遂行せんと望未今日迄一種の負債を仰がず□□致來候も仕事を先方に送り其代金を回収するまで不良少年出獄の兄弟等を餓えしむること重て□□氣毒に□□御願申上下何卒御□□

□□様奉願上仕候早々敬具

二十四日 俊平

長谷川誠三様

4

① 長谷川誠三が内閣総理大臣桂太郎へ宛てた文書

長谷川誠三は、1911（明治44）年に内閣総理大臣桂太郎に「建言書」を提出している。長谷川は日本石油の大株主で、「日本石油株式会社決算報告書」によると、1914（大正3）年では上から数えて4番目に位置している。書簡②、③では日本石油社長の内藤久寛や中野浅平から手紙が来ており、如何に長谷川が日本石油株式会社に深く関わっていたかがこれらの手紙から推察することができる。⁽¹⁸⁾

日本の資本主義は日清日露戦争によって、軽工業から重工業へと移行し、帝国主義的段階へと突入していった。動力資源は依然として石炭であったが、徐々に石油の重要性が出てきたところであった。「建言書」をみると、長谷川誠三は、将来国家にとって石油が不可欠な産業になると考えていた。当時石油は、国内需要の3分の2を外国油に依存、国内の石油を調査して少しでも国内の石油を発掘する必要があることを主張していた。しかし、資本が少なくでは積極的な投資ができないので、出油量は限定され、資本不足から採掘できない場所もある。そこで、政府はこうした産業を保護育成する必要があり、資金援助や社債発行の特権を与えることが大切であると訴えている。

「建言書

抑大戦役後国家萬般ノ企画設備ノ急務数ベカラザル中ニモ特ニ国家財政經濟ヨリ急ナルハナシ由來政府ガ殖産興業ノ保護及奨励直接間接以只其及バザルヲ憂ウルモノノ如ク実ニ大ヨリ小二至ルマデ普及セル如シト

イエドモ茲ニ遺憾ナルコトアリ曰ク石油業是ナリ本邦壱ヶ年間一切使用ノ石油価格仮リニ參千萬円トセンカ其三分ニ式千萬円ハ外国油ヲ仰キ僅カニ三分ノ一壱千萬円ハ内国油國 充タシニ過ギズ此ノ三分ノ二月分式萬円八年々歳々外国ヘ支払從テ正価準備ノ影及サザル得ズ實ニ国家大損失ナリトス而シテ本邦石油業界ノ石油量及其将来發達如何ニ考フルニ専門ノ教師ステニ調査スル處ヨリ政府ステニ之レヲ認メタル滿州朝鮮ハ暫グ本邦内地ハ勿論南ハ台湾北ハ北海道樺太ニ至ルマデ油脈ノ廣大油糧ノ豊富真ニ有望確實ニテ將ニ適當ノ措置ヲ施サンベク各方面ノ油脈油帶ハシタスラ適當ナル淺深鑿井ツ志ノ來ル彼テ盛大ナル出油ヲ為サントト殆ト見ルガシ而シテ斯業ノ興隆如何ハ内外国ヲ通ジテ資本ノ多少ニ由ル明カナリトス資本多キモノハ出油量モ多ク資本少キモノハ出油量モ亦少シ而シテ吾ガ国石油業ノ資本金ハ外国ノソレニモ比シ甚タ僅少ナリ從テ出油量モ亦甚タ僅少之レ自然ノ結果ト謂ベシ而シテ普通資本家ガ斯業ヲ危險視スルモノ多ク故ニ容易ニ之ガ投資ヲナサズ而シテ会社ノ債權ヲ發行スルノ特權ナク又信用低ク（余ガニ三萬円ノ投資ヲ斯業ニ入レ試ミタルモ少額ノモノ到底其目的ヲ達シ得ズ後ニ曾テ中止シ危險ヲ犯シテ日本石油会社及宝田石油会社株主トナリテ斯業隆盛セントス）謹テ会社が資金ノ負債ヲ為サザル利息高歩ニシテ且之ガ為会社ノ信用ヲ甚ダ害シ却テ会社自己ノ不利ヲ招クニ至ル資本少キ又危險スル故ヲ以此廣大ナル利益ヲ目前ニ見ナガラ此必要油ヲ採取スル能ハズ国家ノメ豈遺憾ナラズトセンヤ

サレバ政府ガ經濟ノ為メ斯業保護奨励トシテ斯業ニ立入イリセメテハ壱千萬円以上ノ各会社ニ監督官ヲ置キ充分ニ之レガ監督ヲ施シ謹テ以払込資本額ニ倍乃至五倍ノ社債發行ノ特權ト之ガ保証ノ恩典ヲ與ヘ玉ハンカ今一固年内外ニシテ本邦産油ノミテ外国油必要ナキニ至ルベシ之レ政府ガ保護奨励ノ為ニ金ヲ出スコトナク又危險視シテ国家利益ト知りナガラ出資スルガ如キ輩ヲ待ツコトナクシテ斯業速進ノ隆盛国家大利益ヲ

長谷川誠三宛書簡

続々照シテ見ルガ如シ之レ国家甚大ノ利益ト会社ノ信用株主ノ利益大安
トナリトス逸ニ統計書ヲ掲クベキ事ナリト雖之レヲ閣下ニ奉対ハ蛇足ノ
ミ其大体ノ本旨ヲ陳述シ以テ建言書トシテ国家ノ為メ直ニ採用セラレン
ヲ謹テ白ス

明治四十四年 月

長谷川誠三

内閣総理大臣兼大蔵大臣公爵桂太郎殿 』

② 「大正4年5月25日付長谷川誠三書簡」

貴書拜見益々御清昌奉賀候然者六、七月中内藤社長在社云々御尋ノ義
今日之両確ト御挨拶申上候尤モ御上京前豫メ御電報ニテ御懇会下候ハ社
長在社ノ有無御返電可申上候尚小生ハ大抵在社致居候ヘバ何時タリ共御
面会社況御話可申上候間御了承くたされたく候

今期配当ノ義ハ過日御面談申上候通り種々ノ要求モ省ミツツ候共未タ
何レトモ決定ノ運びニ至ラズ候是ハ決算額上ハ尚時日モ之有不得止次第
ニ候其後各地へ出泊状態モ良好ニ有之秋田黒川ロータリー第十七号井ハ
時日午前九時ヨリ噴油一時間百十石即日産代千六百石以上混々トシテ自
噴致居候其他今品十八、十九、二十、二十一号ノ各井トモ追日成功ノ見込
ニ候

右□貴主殿時々御自愛御祈

五月廿一日

中野浅平

長谷川誠三殿

尚今度 社長ヨリモ宜敷ト申ス事ニ候

③ 「大正13年8月7日付長谷川誠三書簡」

酷暑の候御清穆奉慶賀候平素御無音御海容可被下候小生リウマチにて
左足疼痛有之候處其後入湯致候旁殆快方仕候間御安意被下度候

然ハ日本石油会社新株壹株に付金七圓五拾銭來十月三十日払込の事に

相成候是は十月配当と自然差継計算の筈に御座候詳細は会社より御通知可仕候宜敷御承引奉願候

右は新聞紙上にも御承知被下候半石油需要増加に對し外油輸入關係、販売機関整備、北海道光珠炭鉱、アスファルト道路受負等の資金に候

試掘に尽力中にて好模様の場所有之候間是非噴油期待致居候外国石油地にも有望のもの交渉中に候處是は確實の見込不相立候ば到底關係致兼候は勿論に候

扱又石油政策樹立に就ては朝野の間に種々意見有之哉に承り候へ共未だ何等具体的の方按無之存候何分今日の時世是非政策相立候必要可有之手元に於ても相当考慮致居候か兎角実現無覚東次第に候

營業上の状態は不断競争場裡にありて容易に無之候へ共先以無難に経営罷在候当局者は社中一致努力致候義御承知被下度候右御疎遠の謝辞旁得貴意度候時下折角御自愛專一所祈に候

頓首

大正十三年八月七日

内藤久寛

長谷川誠三殿

注

(1) 拙稿「長谷川誠三研究—ある地方事業家の信仰と事績—」『経済商学研究第8・9・10合併号』、明治学院大学大学院経友会、1977年3月。

他に次のものがある。拙稿「長谷川誠三の生涯（上）（中）（下）」『恩寵と真理』734号～736号、同信社、1978年5月～7月。また長谷川誠三の身内からの略伝としては、長谷川虎次郎「故長谷川誠三翁」『竹南文第三冊』東奥日報社、大正15年9月がある。

筆者は、1977年に長谷川誠三の論文をまとめた。しかし、ここに67通の長谷川誠三宛て書簡（自筆も含む）を改めて解説するに至ったのは、長谷川誠三

長谷川誠三宛書簡

の孫、曾孫の方々が長谷川誠三を発掘して、一冊の書物にしたらどうかという要望に基づいている。そこで、長谷川誠三の生誕地をはじめ、彼が残した足跡を辿るためにあらためて調査をし直している。2017年が長谷川誠三の生誕160年、受洗130年の年になるので、それに向かってまとめようと考えている次第である。なお、この書簡の解読にあたっては、キリシタン史研究家の内藤幹生氏にお世話になった。ここに感謝する次第である。

- (2) 本多庸一の研究については、2冊の研究書を紹介しておきたい。
氣賀健生『本多庸一 ―信仰と生涯―』、編者青山学院『本多庸一』編集委員会、教文館、2012年11月。もう一つの本格的な研究では、野口伐名（いさあき）『本多庸一 ―国家 教育 傳道―』、弘前学院出版会、2014年3月がある。
- (3) 拙稿「明治前期におけるキリスト教受容の一考察―弘前教会を中心として―」第348号 吉川弘文館 1977年。
- (4) 拙稿「青森県における自由民権運動―自由民権運動とキリスト教の交錯―」『相洋中高等学校紀要』第7号、相洋中高等学校、2002年2月。
- (5) 拙稿「明治期におけるキリスト教受容―藤崎村のキリスト教とリング業界―」『経済商学研究第7号』、明治学院大学大学院経友会、1972年5月。
- (6) 藤崎教会役員会編『地の塩世の光として―藤崎教会百年記念誌』、1986年10月。
- (7) 『弘前女學校歴史』創立40周年を記念して、翌年の1927年に編纂したと新内岩田郎が記している。他に弘前学院百年史委員会編『弘前学院百年史』、1990年などがある。
- (8) 拙稿「明治期におけるキリスト教社会事業―本郷定次郎の育児暁星園を中心として―」『相洋学窓』第5号、創立50周年記念、相洋中高等学校、1988年1月。
- (9) 拙稿「プリマス・ブレズレンの渡来とその波紋」『日本歴史』第383号、吉川弘文館、1980年4月。他にプリマス・ブレズレンと文学界のことについて言及したものに次のものがある。拙稿「明治二十年代におけるプリマス・ブレズレ

ンと文学界―』『地方史研究』195 第 35 卷 3 号, 地方史研究協議会, 1985 年 6 月。

- (10) 同信社『先輩兄弟ら―明治編―』1976 年, この派の伝道者がどの地域に伝道したかの足跡が, 明治 22 年から 45 年にかけて叙述されている。
- (11) 『青森県凶作救済誌』1～2 頁, 773～780 頁参照。
- (12) 拙稿「長谷川誠三の生涯 (下)」『恩寵と真理』736 号, 同信社, 1978 年 7 月。
- (13) 「地主諸君に議―一時局に際して」『東奥日報』1905 (明治 38) 1 月 18 日に掲載された。長谷川虎次郎「先人の遺稿」『竹南文集第四冊』昭和 4 年の中に入っている。
- (14) ここに掲げた 67 通の資料は, 1982 (昭和 57) 年に青山学院大学名誉教授である氣賀健生先生を通して, 長谷川誠三の孫にあたる長谷川亨氏が青山学院資料センターに寄贈されたものによっている。
- (15) 本多庸一から長谷川誠三に宛てた書簡において, 明治 39 年 11 月 19 日書簡の研究に次のものがあるので挙げておきたい。岩淵玲子「本多庸一書簡『長谷川誠三』宛一通について」弘前教会『百年史ニュース』No.1。なおプレマス・ブレズレンの東北地方における伝道については, 前述の同信社『先輩兄弟ら―明治編―』に掲載されている。その中で, プレマス派の伝道の仕方については, 大野昭著『最初の海外伝道者乗松雅休覚書』キリスト新聞社 (2000 年 4 月) に出ているので参照して頂きたい。また長谷川誠三は, メソジスト教会牧師平野栄太郎と明治 39 年の同時期に離脱している。平野は当時盛岡教会の牧師であったが, 平野は離脱後盛岡教会の信徒と新たな群れを形成した。

その当時のことについては、『盛岡教会五十年史』に詳しい。64 名の会員が 36 人に減少しているので, 単純に計算すると 28 名の信徒が平野の群れに連なると考えられる。なお, この教会は, 名称を日本キリスト教団盛岡松園教会と変更している。2016 年 8 月, 筆者はこの教会に出向いて調査をした。
- (16) この資料は, 「長谷川和合講」と言われる長谷川誠三自筆の文書である。
- (17) 本郷定次郎の育児暁星園が形成され, 角倉嗟哦子に引き継がれ横浜孤児院となり, 横浜市に移管された歩みについては, 筆者の論文を参照して頂きたい。「明

長谷川誠三宛書簡

治期におけるキリスト教社会事業一本郷定次郎の育児暁星園を中心として―
『相洋学窓』第5号，創立50周年記念，相洋中高等学校，1988年1月。

- (18) 1921（大正10）年10月，日本石油と宝田石油が合併し，日本石油となって今日まで来ているが，日本石油の形成と発展については，石川文三『日本石油誕生と殖産協会の系譜』，石油文化社，1999年3月がある。この論文から長谷川誠三が日本石油の大株主であることが分かった。